

○道路整備に係る協議等の取扱いについて

令和3年12月13日

道本交規第3249号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道路整備に係る協議等の取扱いについては、これまで「道路整備に係る協議等の取扱いについて」（令3. 4. 23道本交規第384号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号）が同年9月25日に施行されたことに伴い、道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2の規定、関係法令及び関係省庁間の覚書に基づき、公安委員会への意見照会、協議、調整等があった場合の取扱いについて、必要な見直しを行い、別添のとおり「道路協議等取扱要領」を定め、運用することとしたので、所属職員に周知徹底の上、適正な運用を図られたい。

なお、旧通達は、廃止する。

道路協議等取扱要領

1 道路協議等の目的

道路協議等は、道路管理者等が道路の新設、改築等を行うに際し、道路管理上の権限と交通管理上の権限とが相互に関連する事項の調整を図ることであり、安全かつ円滑な道路交通環境の実現のため、交通管理上の警察の意見を提言し、反映させることを目的として行うものである。

2 定義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

ア 主管課等

警察本部交通規制課及び方面本部交通課をいう。

イ 道路協議等

道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2の規定、関係法令及び関係省庁間の覚書に基づく、公安委員会への意見照会、協議、調整等をいう。

ウ 道路

道路法に規定されている道路（高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、道道、市町村道）又は特別な用途のための道路（農道、林道、漁港道路及び土地地区画整理事業等に係る道路）をいう。

エ 道路管理者等

ウの事項に定める道路を管理する者をいう。

オ 受理警察署等

道路協議等の対象道路を管轄する警察署、警察本部高速道路交通警察隊、方面本部交通課及び釧路方面本部十勝機動警察隊をいう。

カ 事前協議

道路管理者等からなされた事前の説明、相談等に対して、交通管理上の問題点や交通規制の新設、改廃について検討し、改善策の申し入れ、資料の追加提出を求めることをいう。

3 根拠法令等

(1) 道路法に規定されている道路

道路法第95条の2（都道府県公安委員会との調整）

(2) 特別な用途のための道路

関係法令及び関係省庁間との覚書

（別表「関係法令及び関係省庁間の覚書で道路協議等を要する主な事例」参照）

4 道路協議等対象事項

(1) 一般国道、道道及び市町村道

ア 道路標示と見なされる区画線の設置

- イ 通行の禁止又は制限
- ウ 歩行者利便増進道路の指定
- エ 防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限
- オ 横断歩道橋の設置
- カ 道路の交差部分及びその付近の道路の部分における改築
 - (7) 車道又は歩道の幅員変更（歩道にあっては、その拡幅を除く。）
 - (4) 交通島、中央帯又は植樹帯の設置
- キ 歩行安全改築
 - (7) 道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置
 - (4) 突角の切取り又は歩道の拡幅（いずれも道路の交差部分及びその付近の道路の部分におけるものに限る。）
- ク 道路の附属物である自動車駐車場の道路上における設置
- ケ 道路に接する特定車両停留施設の設置
- (2) 高速自動車国道及び自動車専用道路
 - ア 道路の区域を立体的区域としての決定又は変更
 - イ 自動車専用道路の指定
 - ウ 道路標示と見なされる区画線の設置
 - エ 通行の禁止又は制限
 - オ 自動車専用道路が他の道路に連結する位置の決定
 - カ 高速自動車国道が他の道路に連結する位置の決定
 - キ 高速自動車国道活用施設の連結許可及び利便増進施設の道路占用許可
- (3) 特別な用途のための道路
 - ア 関係法令及び関係省庁間との覚書で協議すべきとされている事項
 - イ 4の(1)の事項と同等の、交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれのある事項

5 道路協議等の手続

(1) 受理警察署等の手続

ア 事前協議の実施

受理警察署等は、事前協議を実施した場合は、その都度、別記第1号様式（協議記録簿）を作成し、交通業務を担当する警視の階級にある警察官（交通業務を担当する警視の階級にある警察官が配置されていない所属は、副署長、次席又は副隊長）の決裁を受け、その経過を明らかにすること。

イ 依頼文書の受理

事前協議を経て、法令上の問題点がないときは、北海道公安委員会宛ての依頼文書を受理すること。

ウ 報告

依頼文書を受理した際は、速やかに、別記第2号様式（道路協議等の受理について（上申））を作成し、依頼文書及び別記第1号様式の写しとともに、警

察本部交通規制課（札幌方面以外の受理警察署等にあつては、当該方面本部交通課を経由）に報告（方面本部交通課は別記第2号様式（その1）を用いて意見を付して報告）すること。

(2) 主管課等の手続き

ア 報告内容の確認、追加検討等

主管課等は、報告内容を確認し、交通管理上の問題点や交通規制の新設、改廃について検討した上、必要に応じ、受理警察署等を通じて、道路管理者等に対し、改善策の申し入れ、資料の追加提出を求め、別記第1号様式を作成して経過を明らかにし、その写しを、当該道路協議等に関係する所属（札幌方面以外の受理警察署等へは、当該方面本部交通課を経由）に送付するものとする。

イ 回答

警察本部交通規制課は、必要に応じて回答書を作成し、受理警察署等（札幌方面以外の受理警察署等へは、当該方面本部交通課を経由）に送付するので、受理警察署等で道路管理者等に交付するものとする。

なお、方面本部交通課は回答書の内容を確認するものとする。

ウ 主管課等による事前協議について

主管課等で、受理警察署等に先行して事前協議を実施するときは、その都度、別記第1号様式を作成して経過を明らかにし、その写しを、受理警察署等（札幌方面以外の受理警察署等へは、当該方面本部交通課を経由）に送付するとともに、道路管理者等に対し、受理警察署等と事前協議を実施するよう教示するものとする。

6 文書の管理

(1) 文書整理

ア 5の事項に基づく文書の発送及び收受は、経緯を明らかにするため、北海道警察文書管理規程（平成27年警察本部訓令第6号）の定めるところにより、当該所属の文書整理簿に登載すること。

イ この場合において、主管課等は、文書整理簿に「文書整理簿（道路協議関係）」と名称を付し、専用簿冊として分冊するものとする。

ウ 文書記号は、警察本部は、「道本交規（協）第○号」、「方面本部は、○本交（協）第○号」等とするものとする。

(2) 保存期間

本要領に基づいて受理又は作成した文書については、道路協議等対象事項が、通行又は防災拠点自動車駐車場の利用の禁止若しくは制限である場合は1年保存とし、これら以外の場合は、累年編さんし、5の(2)のイの事項の回答書作成年度から、主管課等は10年、受理警察署等は1年保存とする。

※ 別表は省略